石綿飛散防止対策の周知活動とりまとめ

これは、「STOP アスベストキックオフ宣言」に基づき、関係団体及び行政機関が令和７年 11 月から令和８年 10 月までに実施した、もしくは実施予定の石綿飛散防止対策に係る周知活動についてアンケートを実施し、その結果を取りまとめたものです。

１．関係団体の周知実績（40 団体※１）

周知ビラの配布	約 1297 枚
会合・研修会での周知	8 回、80人
会報等への掲載	2 回、327 部
メールマガジンへの掲載	29 回、11137 通
ホームページへの掲載	13 団体

【その他の周知方法】

・動画作成及びＳＮＳによる周知。

・行政・団体等の依頼に基づき、郡市区等医師会を通じて会員に周知している。

【周知の際に苦慮した点など】

・事前調査について、未実施や不完全な調査があまりにも多い。

・費用をかけずに発信できる手段（メールマガジン）がないため、簡単に広報できない。

※１アンケートにご回答いただいた関係団体の総数

２．行政機関の周知実績　※２

周知ビラの配布	約 2609 枚
会議・説明会での周知	9 回、600 人
ホームページへの掲載	13 府市町村

【その他の周知方法】

・啓発パンフレットを作成し、市有施設の解体等工事の説明会等で配布。

・啓発ポスターの庁内掲示、府チラシはじめパンフレットを窓口配布や配架、口頭での周知。

【周知の際に苦慮した点など】

・建築物等の解体改修工事を行う前に石綿の有無の事前調査を行う必要があることについて、事業者に対し周知に努めているが、周知が十分に行き届いているかどうか（事前調査が適切に実施されているかどうか）確認する術がない。

・より多くの対象者に周知を行うこと。

・登記上住所に周知資料を送付しても返答が届かないことがある。

※２推進会議構成員のうち、53 の行政機関より回答済

３．行政への意見

・推進会議の運営（会議の時間）について、資料説明の工夫等により全体の短縮化を図るよう、ご検討いただきたい。
・東京都では、都営地下鉄の車内動画で、建築物の所有者向けに事前調査の実施を呼びかける宣伝を出している。テレビ、ラジオ、車内広告などに予算をつけてはどうか。
・法規制の強化が必要。現行法規の規制の徹底が必要で、2020 年の大気汚染防止法法改正後に罰則適用が１件もないのは、実態と合っていない。また、自治体によりばらつきが大きい状況を改善する必要がある。今後の改正点としては、事前調査を実施しないで工事を開始した場合に直罰が適用できるようにすべき。